

行政保有情報(2)

(百選「I-44」～「I-48」)

問題 001

情報公開制度と個人情報保護制度は、異なる目的を有する別個の制度であり、互いに相いれない性質のものである。

001 解答：誤り

別個の制度であるが、互いに相いれない性質のものではないとした。(I-44)

問題 002

個人情報保護制度が採用されていない状況の下において、情報公開制度に基づいてされた自己の個人情報の開示請求については、そのような請求を許さない趣旨の規定が置かれている場合等は格別、個人の権利利益を害さないことが請求自体において明らかなきは、個人に関する情報であることを理由に請求を拒否することはできない。

002 解答：妥当である。(I-44)

問題 003

不開示とされた文書を対象とする検証を被告に受忍させることは、それにより当該文書の不開示決定を取り消して当該文書が開示されたのと実質的に同じ事態を生じさせ、訴訟の目的を達成させてしまうため、情報公開法による情報公開制度の趣旨に照らして不合理である。

003 解答：妥当である。(I - 4 5)

問題 004

情報公開訴訟において証拠調べとしてのインカメラ審理を行うことは、民事訴訟の基本原則に反するとは言えず、したがってそのような審理を裁判所が行うことを妨げるものではない。

004 解答：誤り

民事訴訟の基本原則に反するため、明文の規定がない限り、許されないとした。(I - 4 5)

問題 005

平成13年法律96号による改正前の民事訴訟法223条3項、232条1項等の諸規定は、いずれも証拠申出の採否を判断するためのインカメラ手続を認めたものにすぎず、証拠調べそのものを非公開で行い得る旨を定めたものではない。

005 解答：妥当である。(I - 45)

問題 006

京都市個人情報保護条例は、訂正請求があったときは、実施期間が必要な調査をした上、当該請求に係る個人情報の訂正をする旨又はしない旨の決定をしなければならないとしているものの、実施機関に対してそのために必要な調査権限を付与する特段の規定を置いておらず、実施機関の有する対外的な調査権限におのずから限界があることは明らかである。

006 解答：妥当である。(I - 46)

問題 007

京都市個人情報保護条例は、国民健康保険診療報酬明細書(以下レセプトとする)の訂正請求を受けた場合、請求者の実際に受けた診療内容について必要な調査を遂げた上で本件レセプトにおける請求者の診療に関する情報を訂正することを要請しているものと解するのを相当とする。

007 解答：誤り

最高裁は、条例がそこまで要請しているとはいい難いと判示した。(I - 46)

問題 008

国家公務員法100条1項の文言及び趣旨を考慮すると、同条項にいう「秘密」であるためには、国家機関がある事項につき形式的に秘扱の指定をすることで足りる。

008 解答：誤り

いわゆる形式秘説ではなく、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに価すると認められるものをいうとする実質秘説が採用された。(I - 47)

問題 009

「営業庶業等所得標準率表」及び「所得業種目別効率表」を国民から秘匿することは、租税法律主義の精神に照らして許されない。

009 解答：誤り

下級審ではそう判示したが、最高裁はこれらの2表が公表されると、申告納税制度の健全な発展を阻害し、脱税を誘発するおそれがあるなど税務行政上弊害が生ずるので一般から秘匿されるべきものであるとした。(I - 47)

問題 010

前科及び犯罪経歴は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有するものであって、市区町村長が、前科等をみだりに漏えいしてはならないことはいうまでもない。

010 解答：妥当である。(I - 48)

問題 011

市区町村長が漫然と弁護士会の紹介に応じ、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使にあたりと解するのが相当である。

011 解答：妥当である。(I - 4 8)

問題 012

市区町村長が、弁護士法 23 条の 2 に基づく犯罪歴の照会に応じて報告することも許されないわけではないが、その取扱いには格別の慎重さが要求される。

012 解答：妥当である。(I - 4 8)